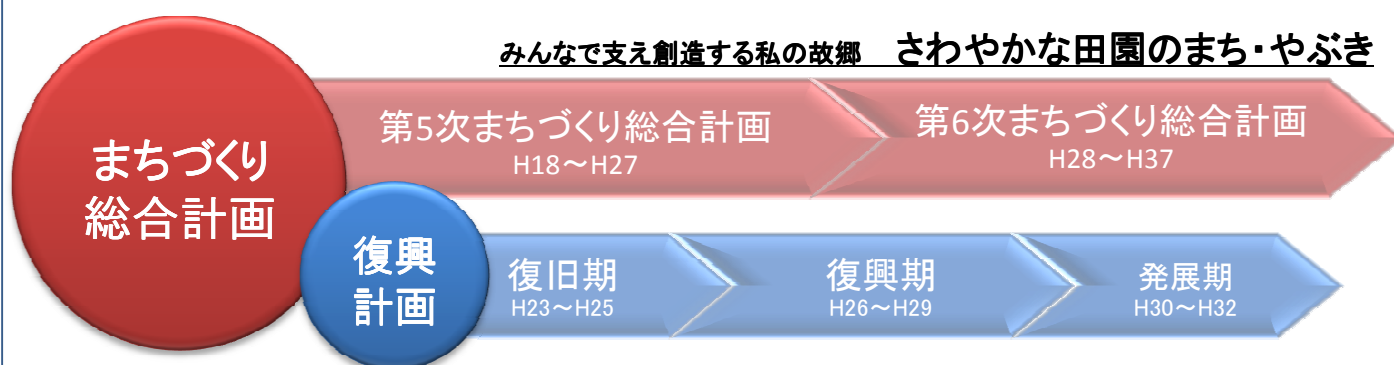


矢吹町復興計画概要版

平成23年3月11日午後2時46分に三陸沖、牡鹿半島の東南東130km、深さ24km、マグニチュード9.0、国内観測史上最大規模の東北地方太平洋沖地震が発生しました。

矢吹町は震度6弱を記録し、全域に大きな被害を受けました。道路、上下水道、農業施設などの公共施設被害額は約50億円、商工業関係被害額が約25億円、住家の損壊が3,400棟を超えるなど被害は甚大です。震災以来、インフラの復旧と被災者生活の再建というハード、ソフト両面での復旧に努めており、今後も計画的な復旧復興に取り組まなくてはなりません。また、地震に加え、東京電力福島第1原子力発電所の事故が重なり、原子力災害も大変深刻な状態です。産業への影響はもちろん、健康被害の懸念も大きな課題となっています。

これらからの復興には、単なる被害からの復旧ではなく、震災によって生まれた現実を受け止めたうえで**大震災以前より活力のあるまち、安全安心なまちづくり**を進める必要があります。町の新たな方針である「矢吹町復興ビジョン」に基づいたまちづくりを進めるため、「**矢吹町復興計画**」を策定しました。



「矢吹町復興計画」は、平成23年度から、平成32年度までの10年間を計画期間とし、計画的かつ段階的な取り組みを進め、早期の復旧・復興を目指すものとします。

この「矢吹町復興計画」は、「第5次まちづくり総合計画」を上位計画として、その目指す将来像の実現に向けた復旧・復興の取組みを体系化し、「第5次まちづくり総合計画」及び平成28年度からを計画期間として策定予定する「第6次まちづくり総合計画」を補完する計画として総合的に推進するものです。

復興の基本理念



復旧
復興

・東日本大震災を契機として矢吹町がよりよいまちになるために、単なる復旧ではなく、“復興”を目指します。

支え
あい

・町民の英知を結集し、支えあいによるまちづくりを進めます。

安全
安心

・原子力災害を克服し、安全安心のまちづくりを進めます。

復興の目指す姿

安全で安心な暮らし

支えあいと協働の
コミュニティ

活力ある産業

最重点課題

復興へ向けた多くの課題の中から特に下記の5項目を重点事項として取り組みます。

農地部門を最優先とした震災からの復旧

平成23年は、羽鳥ダム及び幹線パイプラインの被災により、水田の約6割において作付が不可能となり、農地・農業施設においては町内全域で計402カ所が被災するなど、農業への打撃は、甚大です。米作を中心とする農業は、本町の基幹産業であると共に、「さわやかな田園のまち」をキャッチフレーズとする矢吹町民にとって、水田は心の拠り所でもあります。

農業施設及び農地の復旧を最優先事項とし、平成24年の作付に支障をきたさぬよう関連機関団体と連携し、農地農業施設の復旧に取り組みます。



除染計画に基づく町内全域の除染

「除染なくして復興なし」町内の除染は、本町の復興の大前提として強力かつ継続的な取組みを進めます。

平成23年度は、教育施設等子どもの生活環境を優先的に除染活動を行いました。平成24年度以降についても、除染の方法等を示した「矢吹町除染計画」に基づき、農地や一般家庭における除染等を実施し、町民の健康を守り、安全・安心の確保を図らなければなりません。また、このことは現在実施している農産物等の風評被害払拭活動にも繋がることとなり、町内産業の復興に向けても大きな意義をもたらすものとなります。



「原子力損害賠償紛争審査会」において決定された中間指針の撤回

平成23年12月に原子力損害賠償紛争審査会より示された「東京電力株式会社第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補」において、県南地方及び会津地方は、対象区域から除外されました。このことは、対象区域決定の要素としている放射線量の観点及び原発からの距離の観点からも合理性・論理性が認められません。

町民・議会・行政の、より一層の団結を強くし、福島県民が等しく適切な賠償がされるように継続的に要望活動等に取り組みます。



「中心市街地・復興・街づくり推進事業」を中心とする復興へ向けた取り組み

震災からの復旧・復興は、早期復旧はもとより、震災以前以上よりも活力ある矢吹町の構築のための復興の柱として、中心市街地の再生・発展に取り組みます。

旧4号国道を中心とする商店街は、古くは宿場町の時代から現在に至るまで、矢吹町の“顔”として繁栄を続けてきた歴史ある場所であり、今回の震災により深刻なダメージを負ったままその歴史を閉ざすことはできないものです。先人たちの努力・栄誉を次代に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの使命です。については、商店街の復興は、関係機関団体が強固に連携し、中心市街地活性化の実現に向けて万全の態勢で取組みを進めます。



防災体制の再構築

今回の震災は、応急対策と応急復旧において、大きな教訓と課題を残しました。災害対策本部組織の設立、関係機関団体との連携体制や給水活動や避難所設営、避難者の救護活動といった応急対応活動の基準などの見直しが早急に求められます。また、耐震性など災害対応力の高い上下水道・道路などの生活基盤の構築、緊急時の情報システムの確立や耐震性貯水槽の整備なども併せて取り組み、防災体制を再構築する必要があります。地域防災計画をはじめ、都市計画に関わる計画などの見直しを図ることにより、災害に強い、そして災害発生時も十分な対応が可能な防災機能・防災基盤の整備に努め、災害に強いまちづくりを推進します。



復興計画 目標別 事業計画

暮らし

こども

地域

産業

防災

環境

放射能

ビジョンに位置付けた7つの柱に基づき、復旧復興事業を計画しました。
適切な運営を行い、早期の復興実現を目指します。

1.生活再建の支援と社会生活基盤の復旧

- ・被災者生活再建の支援
 - ①生活再建のための経済的支援
 - ②居住環境の整備
 - ③生活不安の解消
 - ④雇用・事業再開支援
- ・社会生活基盤の復旧
 - ①公共施設の早期復旧
 - ②民有施設の復旧支援
 - ③がれきの処理
- ・未来へ向けた復興と次世代への伝承
 - ①町民活力の再生・向上
 - ②災害記録・教訓の提言や次世代への伝承

2.未来を担う子どもたちの育成

- ・安心して子どもを育む環境の整備
 - ①安心して子育てできるような情報提供の充実
 - ②子育て環境の放射線量の低減
 - ③地域ぐるみでの子育て体制の強化
 - ④家庭教育の充実による家庭のきずなの重要性をつたえる仕組み
- ・未来の矢吹町を担う心豊かなたくましいひとづくり
 - ①最後まであきらめずにたくましく生きる力を備えた人づくり
 - ②被災により生じた不安、悩みに対する継続的な心と体のケア体制の充実

3.支えあいによる地域コミュニティの再構築

- ・被災者の生活環境の整備
 - ①行政区等住民自治組織による生活環境の整備の促進
 - ②公共的活動を行う団体の被災者支援活動の促進
 - ③広域的な支援活動の連携の推進
 - ④思いやりの社会づくりの推進
- ・地域の特性を活かしたふるさとの再生
 - ①地域の伝統文化の保存・振興活動への支援
 - ②芸術文化、スポーツ活動への支援

4.産業基盤の再生

- ・農業の再生
 - ①食と農業農村基本条例の制定
 - ②農業者の新技术の普及と次世代担い手支援
 - ③農地の共有と利用の分離による大規模経営体の形成
 - ④施設園芸の振興
 - ⑤6次化の推進
- ・商工業の再生
 - ①商業まちづくり構想の策定
 - ②事業所敷地確保の仲介等による被災事業者支援
 - ③避難住民に対する雇用の確保
 - ④高齢化を見すえた産業づくり
- ・産業基盤の復旧・復興
 - ①産業や物流の拠点となるインフラの復旧・復興
 - ②工業拠点となるインフラの復旧・復興等
- ・産業復活・発展のための条件づくり
 - ①再生可能エネルギー産業、農業の振興
 - ②土地利用規制の緩和や耕作放棄地の活用
 - ③県営工業団地整備事業の支援と企業誘致の実現

5.災害に強いまちづくり

- ・防災基盤の再構築
 - ①地域防災計画の見直しなど、防災体制の抜本的見直し
 - ②ハード、ソフトが一体となった持続的な防災システムの整備
- ・将来を展望する新たな町土づくり
 - ①未来を見据えた町土の骨格を形成する交通基盤の整備
 - ②国土利用計画矢吹計画等将来の土地利用のあり方の検討
 - ③公共施設の耐震化等インフラの強化
- ・災害時に対応出来る保健・医療・福祉提供体制の整備
 - ①保健・医療・福祉スタッフの確保、各機関の十分な連携補完体制の確立
 - ②災害弱者への災害情報提供や避難誘導方法等の検討整備
 - ③広域避難する場合を想定した体制整備
- ・防災教育、防災対策の強化
 - ①学校、地域等における防災教育、防災体制の強化
 - ②防犯、治安体制の強化

6.新たなライフスタイルへの転換

- ・自然と共生し、持続できる社会の構築
 - ①省エネルギーに向けた生活スタイルの提言
 - ②環境保全を中心としたエコロジカル、スローライフ等の取組み
 - ③地域の自然環境や社会を活用した再生可能エネルギーの促進
- ・再生可能エネルギー産業等の推進
 - ①小型水力発電所及びメガソーラー発電所の誘致と関連産業の育成

7.原子力災害の克服

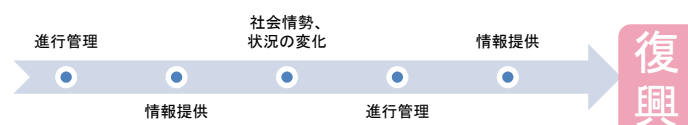
- ・環境の浄化
 - ①空間、土壌等のモニタリングの実施と情報提供
 - ②社会生活環境における除染活動の支援
- ・放射線量の影響に対する町民の安全・安心の確保
 - ①放射線に対する安全対策の周知、普及
 - ②町民の将来にわたる健康管理
 - ③食の安全確保と風評被害対策
- ・原子力災害補償の十分な実施の請求等
 - ①町民、事業者、各種団体等の原子力損害賠償請求への支援

復興の実現に向けて

着実な復興の姿が表れ、多くの町民が明るい希望を持ち復興に組むことが、元気と喜びを生み、確実な復興を成し遂げられるものと強い信念を持ち、様々な姿での「支えあい」と「協働」により目標を目指します。

復興計画に当初位置付けた事業は定期的な進捗管理を行い、確実な遂行に努めると共に事業等の調査検討を行い、社会経済情勢の変化や復興の局面などに柔軟に対応し、迅速な意思決定による全体的な復興の取組みを進めます。

また、復興の取組みの進捗状況とその検証及び以降の予定などは広報「やぶき」や町ホームページなどによる適切な情報提供を行い、広く情報の共有を図り、全町的な復興の推進体制が構築されるよう努めます。



復興計画に基づく様々な取組みを進めるためには多大な費用と力が必要と見込まれます。効果的な財政運営や人事協力等の活用により、集中的な取組みを進め、復興計画での目標年次より早い時期での目標達成を目指します。

これまでの経過

- 3月11日 東北地方太平洋沖地震発生
矢吹町で震度6弱を観測(14時46分)
矢吹町災害対策本部設置
全地域断水により給水所設置(役場)
町避難所設置
- 3月12日 東京電力福島第一原子力発電所1号機建屋で水素爆発(15時36分)
- 3月14日 県避難所設置(農業短期大学校)
- 3月15日 町避難所の集約(矢吹中学校)
- 3月16日 給水所拡大(新町児童公園・本町)
- 3月17日 役場駐車場に自衛隊給水車配備
給水所の拡大(中畑地区・三神地区)
- 3月20日 役場前で空中放射線量測定開始
あゆみ温泉無料開放(4月3日まで)
- 3月21日 町内の水道復旧率 51%
- 3月27日 矢吹中学校旧校舎の解体開始
- 4月1日 避難所生活者の旅館・ホテルの一時受入れ開始
- 4月3日 町内水道98%復旧(概ね復旧完了)
- 4月4日 震災復旧工事のため「あゆみ温泉」休館
- 4月9日 り災者を対象に公営住宅等への入居開始
- 4月10日 町避難所の変更(矢吹中学校→三神公民館)
- 4月11日 矢吹町で震度5弱を観測(17時16分)
- 4月18日 町内水道100%復旧
- 4月19日 延期していた矢吹中学校の入学式
- 4月23日 県避難所閉鎖(農業短期大学校)
- 4月27日 仮設住宅入居開始
- 5月2日 各保育園・幼稚園・小学校・中学校で空中放射線量測定開始
- 5月10日 義援金の受付開始
- 5月20日 町避難所閉鎖(三神公民館)
- 5月25日 義援金の送金開始
- 6月25日 各保育園・幼稚園・小学校・中学校の表土除去開始
- 7月1日 矢吹町災害対策本部から矢吹町復興対策本部へ移行
- 7月17日 放射線に関する講演会開催
- 9月25日 全町放射線低減クリーンアップ作戦実施
- 10月3日 放射線量測定器の貸出開始
- 10月22日 やぶき復興祭開催
- 11月2日 町営 温水プール営業再開
- 11月25日 町営 あゆみ温泉営業再開
- 12月12日 「矢吹町復興ビジョン」策定
- 12月19日 原子力損害賠償の見直しを求める県南市町村議会緊急集会(白河市)
- 12月26日 町放射線測定センターを設置し農産物等の放射性物質検査開始
- 1月18日 白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部設立総会(福島市)
- 1月19日 文部科学大臣に原子力損害賠償対象区域の拡大に関する署名簿を提出(福島市)
- 1月20日 町議会の大震災及び原発事故調査特別委員会が国及び東京電力株式会社に対して原発事故に伴う要望活動(東京都)
- 1月25日 白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部が東京電力株式会社に対して要求活動(東京都)
- 2月6日 町内22カ所に放射線の空間線量を計測するリアルタイムモニタリングポスト設置完了(教育施設等)